

輸入貨物の評価（個別・包括）申告書Ⅰ（C—5300）

輸入貨物の評価（個別・包括）申告書Ⅱ（C—5310）

<評価申告書Ⅰ及びⅡに共通する事項>

- (1) 標題の「(個別・包括)」の部分は、該当しない字句を抹消する。
- (2) 包括申告として新規に評価申告書を提出する場合には、標題の右の「新規申告」の□内に×印を付し、また、既に申告してある評価申告書の内容について変更を行う場合には、「変更届」の□内に×印を付す。
- (3) 上部の枠内欄は、次の表の申告区分に応じて、それぞれ記載不要事項とされている事項を除き、すべて記載する。

なお、事前教示回答書が交付されていない場合、「事前教示回答書 登録番号」欄の記載は不要である。

申告区分	記載不要事項
包括申告（新規）	変更届年月日、包括申告受理番号、輸入申告番号
包括申告（変更）	輸入申告番号
個別申告	変更届年月日、包括申告受理番号、包括申告の主要関係税関名

- (4) 「申告貨物の品名・税番・適用税率」欄には、輸入取引に係る商品名、並びに輸入貨物の税番及び適用税率を記載する。

なお、原則として、1件の評価申告書には、輸出者が同一人で取引条件が同一のものについて2品目以上をまとめて申告することとするが、1の取引契約に多くの品目が含まれており、これらの品目を記載する余白がない場合には、別紙に品目明細表を作成の上評価申告書に添付する。この場合、品目によっては評価申告書を適宜分割するものとする。

- (5) 「輸入者符号」欄には、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25—6に規定する符号を記載する。
- (6) 「生産者名」欄には、申告貨物に係る生産者が判明していない場合には、生産者名の記載を省略して差し支えない。
- (7) 「包括申告の主要関係税関名」欄には、貨物の主要な輸入申告予定官署名を記載する。

例えば、東京税関本関及び大井出張所並びに大阪税関関西空港税関支署において、主に輸入申告を予定しているときは、

東京税関（本関、大井出張所）

大阪税関（関西空港税関支署）

のように記載する。

- (8) 評価申告書の記載は、該当する欄の□内に×印を付した上、必要事項を黒字で記載す

ることにより行う。

- (9) 記載欄に金額を記載する場合には、本邦通貨又は仕入書等の表示通貨のいずれかのうち課税上適当と認められる通貨によって表示する。

<評価申告書 I の各欄への記載事項>

(Aの1の欄)

- (1) 「輸入者」とは、関税法施行令第59条第1項第1号に規定する「貨物を輸入しようとする者」をいい、その意義は、関税法基本通達67-3-3の2に定めるところによる。
「輸出者」とは、貨物を外国から本邦に向けて送り出す者をいう。
- (2) 「輸入の委託者」(又は「輸出の委託者」)とは、自己が購入(又は販売)する貨物について、その輸入(又は輸出)業務を輸入者(又は輸出者)に委託した者をいう。この場合、輸入の委託者が輸入者と売買契約を結ぶか又は直接輸出者と売買契約を結ぶかを問わない。例えば、本邦における当該貨物の使用者が輸出国の製造者から貨物を輸入する場合に、その取引を本邦と輸出国にそれぞれ本店と支店のある商社に委託し、仕入書がそれらの本支店間で仕切られるときは、本邦の当該貨物の使用者は輸入の委託者(製造者は輸出の委託者)となる。ただし、輸入者からの当該貨物の購入者が不特定多数の場合には当該購入者は、輸入の委託者とはならない。
- (3) 「売手」及び「買手」とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引(買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者であるものを除く。)をする者をいう。
- (4) Aの1の欄の記載に当たっては、次の点に留意して記載する。

イ 輸入者は、できる限り英文名で表示する。

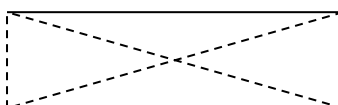
ロ 申告貨物の輸入取引に係る売手及び買手については、□内に×印を付すことにより表示するとともに、両者の間に関税定率法(以下「定率法」という。)第4条第2項第4号に規定する特殊関係がある場合には、両者を実線で結ぶことにより特殊関係があることを表示する。

ハ 申告貨物の輸入取引に係る売手若しくは買手とこれらの者以外の輸入取引の当事者との間又は当該売手及び当該買手以外の輸入取引の当事者の間に特殊関係があることが判明しているときは、当該特殊関係にある者を実線で結ぶ。

例えば、輸入者(買手)と輸出者(売手)との間に特殊関係があり、かつ、輸入の委託者と輸出の委託者との間に特殊関係があることが判明している場合の記載は、次のようになる。

輸入者〇〇〇Co., Ltd.

輸入の委託者〇〇〇(株)



輸出者〇〇〇Co., Ltd

U. S. A.

輸出の委託者〇〇〇Mfg.

Co., Ltd. U. S. A.

(Aの2の欄)

(1) Aの2の欄の(1)の「関税定率法第4条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる事情」の有無の記載に当たっては、次の事項に留意するものとする。

イ 「第1号に掲げる事情」とは、定率法第4条第2項第1号に規定する買手による輸入貨物の再販売その他の処分又は使用についての制限であって、次に掲げる制限以外のものがあることをいう。

(イ) 買手による輸入貨物の再販売が認められる地域についての制限

(ロ) 買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限で法令により又は国若しくは地方公共団体により課され又は要求されるもの

(ハ) 買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限で当該輸入貨物の取引価格に実質的な影響を与えていないと認められるもの

ロ 「第2号に掲げる事情」とは、定率法第4条第2項第2号に規定する輸入貨物の課税価格の決定を困難とする条件が当該輸入貨物の輸入取引に付されていることをいう。

ハ 「第3号に掲げる事情」とは、定率法第4条第2項第3号に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているものがあるがその額が明らかでないことをいう。

(2) Aの2の欄の(2)には、輸入貨物に係る輸入取引の売手と買手との間の定率法第4条第2項第4号に規定する特殊関係の有無について該当する□内に×印を付すことにより当該特殊関係の有無を表示し、「ある。」に該当する場合には、当該特殊関係の内容の概略を(特殊関係の内容)欄に簡潔に記載する。

(3) Aの2の欄の(3)には、上記(2)の欄の「□ある。」に×印がある場合についてのみ売手と買手との間の特殊関係による価格への影響の有無を□内に×印を付すことにより表示する。

(Bの欄)

(1) Bの欄には、申告貨物に係る関税法第7条第1項に規定する申告(以下「納税申告」という。)の際に添付する仕入書又はこれに代わる書類(以下、「仕入書」という。)、運賃明細書及び保険料明細書に記載された額(合計額)に基づき当該申告貨物の課税価格を計算することができない場合にのみ、納税申告の際に添付することとなる書類に対応する□内に×印を付した上、下記(2)から(5)により記載する。

(2) 「調整項目」について

イ 「(1)現実に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入書価格以外の額」とは、輸入貨物の仕入書価格以外に定率法第4条第1項に規定する「現実に支払われた又は支払われるべき価格」を構成する支払がある場合における当該支払の額をいう。

なお、仕入書価格に関し、価格調整条項等による追加払等が見込まれる場合にも、

この欄に記載すべき事項があるものとして取り扱う。

- ロ 「(2)加算要素」とは、定率法第4条第1項各号に掲げる運賃等であつて、納税申告の際に添付する仕入書、運賃明細書及び保険料明細書に記載されていない次のものをいう。
- (イ) 「①輸入港までの運賃等」とは、定率法第4条第1項第1号に規定する輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用をいう。
 - (ロ) 「②仲介料その他の手数料」とは、定率法第4条第1項第2号イに規定する輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される仲介料その他の手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）をいう。
 - (ハ) 「③容器・包装の費用」とは、定率法第4条第1項第2号ロ及びハに規定する輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される輸入貨物の容器（当該輸入貨物の通常の容器と同一の種類及び価値を有するものに限る。）の費用及び当該輸入貨物の包装に要する費用をいう。
 - (ニ) 「④材料、部分品等の費用」「⑤工具、鋳型等の費用」「⑥消費物品の費用」及び「⑦役務（技術、設計等）の費用」とは、輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務のうち、それぞれ、定率法第4条第1項第3号イに規定する当該輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの、同号ロに規定する当該輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの、同号ハに規定する当該輸入貨物の生産の過程で消費された物品及び同号ニに規定する当該輸入貨物の生産に必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であつて本邦以外において開発されたものに要する費用をいう。
 - (ホ) 「⑧ロイヤルティ・ライセンス料」とは、定率法第4条第1項第4号に規定する輸入貨物に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び著作隣接権並びに特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払の対象となるもの（輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。）の使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるものをいう。
 - (ヘ) 「⑨売手に帰属する収益」とは、定率法第4条第1項第5号に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているものをいう。
- ハ 「(3)控除すべき費用等」とは、輸入貨物の課税価格を構成しない要素で仕入書価格に含まれておりその額が明らかであるものをいい、例えば、次の費用等がこれに該当する。

- (イ) 当該輸入貨物の課税物件確定の時の属する日以後に行われる当該輸入貨物に係る据付け、組立て、整備又は技術指導に要する役務の費用
 - (ロ) 当該輸入貨物の輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用
 - (ハ) 本邦において当該輸入貨物に課される関税その他の公課
 - (ニ) 当該輸入貨物に係る輸入取引が延払条件付取引である場合における延払金利
- (3) 「イ 調整を要する額又は率」欄には、課税価格の計算に当たって輸入（納税）申告書等に添付する仕入書、運賃明細書及び保険料明細書に記載された額（合計額）に調整を加えるべき額又は率を記載する。例えば、1 MT 当たりU.S. \$ 10.00 の割増金が支払われるときは、「1 MT 当たりU.S. \$ 10.00」と、仕入書価格の3%の特許権使用料が支払われるときは、「仕入書価格の3%」と記載する。
- なお、将来調整が見込まれる場合には、当該調整の内容について簡潔に記載する。
- (4) 「ロ 調整項目の内訳その他の参考事項」欄には、次により記載する。
- イ 調整項目に該当する費用等がある場合には、その具体的名称（例えば、申告貨物について現実に支払われた又は支払われるべき価格の一部を構成する割増金が仕入書価格と別途に支払われる場合には、「割増金」、また、申告貨物に係る特許権及びノウハウの使用に伴う対価が支払われる場合には、「特許権及びノウハウの使用料」）を記載する。
 - ロ 調整項目に該当する費用等について輸入数量又は価格によりあん分して調整を要する額又は率を算定した場合には、当該調整を要する額又は率の計算式を記載する。
 - ハ その他調整項目に関し、支払者、受領者等及び当該調整の根拠を示す契約書、帳票その他の関係書類の名称その他課税価格の計算上参考となるべき事項を必要に応じ記載する。
- (5) 「合計」の欄には、前記(3)により記載した調整を要する額の合計額又は当該合計額を個々の納税申告の際に算定するための計算方法等を記載する。

< 評価申告書Ⅱの各欄への記載事項 >

(Aの欄)

この欄への記載は、< 評価申告書Ⅰの各欄への記載事項 >の（Aの1の欄）に準じて記載するものとする。この場合において、申告貨物が輸入取引（輸入売買）によらない賃貸借貨物、無償貨物等である場合には、□内に、×印を付すことを要しないので留意する。

(Bの欄)

- (1) Bの1の欄には、申告貨物に係る課税価格の計算根拠となる条項の□内に×印を付す。
- (2) Bの2の欄には、申告貨物の課税価格を定率法第4条の2、第4条の3又は第4条の4の規定により計算する場合に限り、当該条項に優先する条項の□内に×印を付すとともに、当該優先する条項によることができない具体的な理由を記載する。

(3) Bの3の欄には、申告貨物に係る課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項を記載する。

なお、従前に輸入された貨物の課税価格に基づき申告貨物の課税価格を計算する場合には、当該従前に輸入された貨物に係る輸入（納税）申告書等を添付する。

(4) 「輸入申告価格の計算方法等」の欄は、包括申告がされた貨物に係る個々の納税申告の際に使用すべき計算方法等を記載するものとする。

<限定輸入申告者等の納税申告に係る評価申告>

定率法施行令等の規定により貨物の輸入申告者が限定されている場合又は貨物が輸入の許可前に保税地域等で転売された場合には、限定申告者又は貨物の転得者（以下「限定申告者等」という。）がそれぞれ輸入申告を行うことになるが、これらの場合における評価申告書の取扱いは、次による。

(1) 「輸入者住所氏名」欄及び「代理人住所氏名」欄の記載は、当該評価申告書が包括申告書である場合には、次の表のイ又はロ、個別申告書である場合にはイ又はハの方式による。

	イ	ロ	ハ
輸入者欄	限定申告者等住所氏名 荷受人 住所氏名	限定申告者等住所氏名 荷受人 住所氏名	限定申告者等住所氏名 荷受人 住所氏名
代理人欄			代理人 住所氏名

(注) 荷受人とは、仕入書に記載された荷受人で、限定申告者等でない者をいう。

(2) 「輸入者符号」欄には、荷受人に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。

(3) 評価申告書IのAの1の欄の記載に当たっては、荷受人を「輸入者」と、限定申告者等を「輸入の委託者」とみなす。

(4) 荷受人のみに係る包括申告書提出済の貨物を限定申告者等が輸入しようとする場合には、当該申告者等が新たに取引に関与したことにより包括申告書の内容に実質的な変更がある場合を除き、当該包括申告書の受理番号を輸入（納税）申告書等に記載することにより、当該限定申告者等の申告に係る評価申告書の提出を省略して差し支えない。